令和５年３月 15 日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　高　井　康　之
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）

日本医師会より、標記に関して、厚生労働省医政局医事課から令和５年３月８日付で事務連絡を発出したとの連絡がありました。

電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては、令和２年４月 10 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて並びに新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）」（令和２年４月 14 日に本会より発出）により定められており、医療機関から都道府県へ毎月初診からの電話やオンライン診療の報告を行うこと、また都道府県は原則として３ヵ月ごとに検証を行うこととされています。

本事務連絡は、これまでの検証結果を踏まえ、今後の令和２年事務連絡における、初診からの「電話」や「情報通信機器」を用いた診療に係る要件の遵守の徹底と、実施状況の報告について簡略化するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会医療機関への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

１．初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について

令和２年事務連絡で禁止されている処方について改めて遵守を徹底すること。

①麻薬及び向精神薬の処方

②診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合における、「７日を超える処方日数の処方」

③「診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方」）

また、厚生労働省は、当該規定を守らない医療機関の情報を都道府県に提供し、都道府県は医療機関での診療の実態を調査し、勧告等必要な指導を行うこと。

２．初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和２年事務連絡に定められた医療機関から都道府県に毎月行う報告を簡略化したこと。

【参考】

「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査」

本調査は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握し、国民、患者に医療機関の情報を提供する目的で、すべての医療機関を対象として行われます。

電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は、「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」の様式により、令和２年４月 10 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（４月 13 日付本会事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その１０）」に添付）の 1.(1)及び(3)②【初診からの電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨（２度目以降を含む）】により毎月の実施状況を報告することとされています。

該当する医療機関におかれましては、各調査票を大阪府ホームページよりダウンロードして必要事項を記入し、Ｅメールによりご提出くださいますようお願いいたします。

大阪府ホームページＵＲＬ
http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/onlinepractice/index.html

「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」 提出期限：　１か月ごとの実施状況を翌月第２週水曜日まで
回答方法：必要事項を記入し、大阪府 保健医療企画課 医事グループあて Ｅメールにて回答 メールアドレス：iryokikaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp 問合せ先：大阪府健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 医事グループ 施設担当 電話：０６-６９４４-９１７０（直通）

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課　電話 06-6763-7001
地域医療１課　電話 06-6763-7012